

政策レビュー及び第 3 期の知的財産戦略の在り方について (討議用資料)

平成 20 年 10 月 31 日

1. 知的財産の創造

① 大学、研究機関、企業における創造力の強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点 1：イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。

【評価の概要と課題】

- 我が国の研究開発投資は年々増加し、世界での我が国由来の特許登録件数も順調に伸びている。
- 一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある。
- 重要特許を獲得できるような革新的技術を創出し、迅速に発展させ、イノベーションに結びつけていくため、総合科学技術会議が革新的技術戦略（2008年）を決定し、革新的技術シーズを生み出す大挑戦研究枠の設定や、社会ニーズに対応した革新的技術の研究開発の支援への取組が進められている。
- しかし、研究の現場においては、大学における重要特許の獲得へ向けた研究者の意識やオープン・イノベーションの進展に対応して企業が大学を活用しようとする意識に乏しく、また、技術・特許情報を体系的かつ容易に入手できる環境の整備が不十分であり、研究開発戦略と知的財産戦略の連携が必ずしも図られていない。

(イノベーション、重要特許につながる発明)

- ・ イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明を創造するためには、他者から大きく差別化できるような独創的な研究成果を得ること及びその研究成果が社会の技術開発に関するニーズに対応したものであることが必要。
- ・ 近年では、京都大学の山中教授による i P S 細胞に係る研究成果が重要な発明の事例であり、こうした発明を今後も増やしていくことが必要。

(独創的なシーズの創出)

- ・ 我が国の研究開発投資は年々増加し、規模では米国に次いで世界第 2 位であり【図表 1】、対 GDP 比では 3. 6 % で諸外国より多い。
- ・ イノベーションの実現には、そのシーズ創出のため、リスクを伴っても独創的・革新的な研究を実施することが不可欠。
- ・ 事務局が実施した有識者からのヒアリング（以下、単に「ヒアリング」という。）では、企業は利益追求を重視しているため基礎研究には手が回らなくなりつつあり、大学に対して、企業が実施することができないリスクの高い基礎研究を実施すべきとの指摘が複数あった。
- ・ また、米国競争力法（2007）及び中国の改正科学技術進歩法（2007）は、ハイリスク研究を奨励している。
- ・ 我が国でも、総合科学技術会議が革新的技術戦略（2008年）を決定し、革新的技術のシーズを創出するため、未知の分野に挑戦する高い目標設定の基礎研究への投資や、その成果を成長に結びつけるための切れ目ない研究資金供給の実現を推進することとしており、知的財産の独創的シーズ創出の観点からも、このような取組は重要。

(社会の技術開発に関するニーズに対応した研究の推進)

- ・ 我が国の世界における特許登録件数は、2006年にも世界第 1 位を維持しており【図表 2】、大学からの特許出願数も順調に増加している【図表 3】。一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある【図表 4】。今後、量的優位だけではなく、質の高い重要特許を獲得できるような発明の創出には、社会の技術開発に関するニーズの動向や既存技術、最新の特許情報を踏まえた研究を実施することが不可欠。
- ・ 具体的な例として、産業技術総合研究所では、九州大学伊都キャンパスに「水素材料先端科学技術センター」を設立し、産業界のニーズも踏まえつつ、採算性の観点から産業界には投資が困難な基礎研究を実施している【図表 5】。
- ・ 2008年7月、総合科学技術会議は革新的技術推進費を創設し、経済社会に大きな波及効果をもたらすと期待される革新的な技術を推進することとし、2009年度予算として140億円概算要求している。

(研究開発戦略と知的財産戦略の連携を図るための環境整備)

- 研究開発戦略と知的財産戦略の連携を図る観点から、大学の研究者が重要特許の獲得へ向けた意識を持つとともに、企業側もオープン・イノベーションの進展に対応して大学を活用しようとする意識を持つ必要がある。
- イノベーションの創出に結びつくような研究の実施に当たっては、研究の独自性を維持しつつも、研究者が社会の技術開発に関するニーズを把握しこれを念頭に置き、研究成果が重要特許につながる可能性を最大化する意識を持って研究を実施することが必要。(ニーズの把握に関しては、「②産学官連携による知的財産の円滑な事業化」視点5で検討。)
- 研究者の意識向上のためには、知的財産面での研究者の評価として、論文評価だけでなく重要な特許の獲得に関して評価するシステムが必要。
- さらに、2008年度から開始した「目的基礎研究(応用研究も含む。)に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を追加する」取組を、より知的財産戦略を重視した形で一層発展していくことが必要。
- 他方、これらを支える基盤として、研究者等が社会の技術開発に関するニーズの動向や既存技術、最新の特許情報を迅速に把握できる環境を整備することが必要。技術戦略マップの改定は市場動向等を踏まえ毎年行われ、同一技術分野の産業界と大学研究者との意識の共有に役立っているが、ヒアリングにおいて、企業の技術開発戦略に特許戦略を組み込んでいくため、特許庁が作成する技術動向調査とのリンクが必要との指摘があった。
- また、2007年3月に大学等を対象に運用が開始されたJSTの「特許・論文情報統合検索システム」は、2007年9月に企業等にも利用対象を拡大しているが、アクセス数、利用者数とも未だ十分なレベルとはいえない。JSTが進めている利用動向や利用者ニーズの把握・分析、特許情報と文献情報の技術用語表記の違いへの対応等の利便性向上のための必要な措置を、特許庁等関係省庁と連携しつつ着実に実施することが必要。

視点 2：外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。

【評価の概要と課題】

- 我が国の大学における外国企業等との共同研究を始めとする国際的活動は低調であり、その要因は、大学の国際的な展開を行うために必要なポリシー、ルール、人的・金銭的リソース等のグローバル・サポート機能が学部・産学連携組織を含む大学事務局、TLOに不足していることにある。
- また、競争がグローバル化し外国特許の重要性が増しているにもかかわらず、大学が外国出願すべき特許の着実な出願のためのサポート体制が必ずしも十分でない。

- ・ 我が国の知的財産を諸外国で効果的に活用するためには、我が国由来の有用な発明に対して、適切に外国特許を獲得することが必要。また、オープン・イノベーションが進展する中で、国内企業等だけではなく、外国企業等との協業が重要であるが、その有効なリソースとして、外国企業等との共同研究等を積極的に活用することが必要。
- ・ しかし、外国企業と大学等との共同研究【図表 6】、大学における外国由来の研究費の占める割合【図表 7】は、極めて低い水準にある。その要因として、ヒアリングにおいては、大学教員による海外の学会等での情報発信により外国企業からの共同研究の打診があっても、その契約事務を処理するノウハウ・人材が学部・産学連携組織を含む大学事務局、TLOに不足しているとの指摘があった。
- ・ また、我が国の大学のグローバル出願率【図表 8】や、我が国由来のPCT出願における大学出願の占める割合【図表 9】は、欧米に比べて非常に低い。
- ・ このような状況において、多数の大学が外国出願のために活用しているJSTの「特許化支援事業」は、当該事業により支援された米国へ出願された特許の査定率は88%と高い値を確保する一方で、平成19年度は申請に対する採択率は36%に落ち込んでいる。これは、非競争的資金の予算縮減方針が継続されるとともに過去にPCT出願した特許が翻訳料のかかる各国移行段階へ進捗したことを受けて1件当たりの支援単価が上昇してきているため、支援件数を削減したことによる【図表 10】。特許出願全体の質の向上を図り、外国出願すべき特許が着実に出願されるよう、必要な支援を行っていくことが必要。

視点3：産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。

【評価の概要と課題】

- 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取り決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- 法改正以前の職務発明の取扱いや改正後の職務発明制度と諸外国の制度との関係について、引き続き評価し必要に応じ見直していくことが適当。

- ・ 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取り決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- ・ また、グローバルに事業を展開していくに当たって、欧米を始めとする外国企業や大学等と様々な形で協業、連携する機会が増えていることにかんがみ、必要に応じ、国際競争力の強化の観点から諸外国の職務発明に関する慣習やルールを調査するとともに、改正後の職務発明の制度についても評価、見直しを行うことが適当である。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

独創的なシーズの創出や社会のニーズに対応した革新的技術の研究開発の促進により、iPS細胞に関する研究成果のような革新的な発明の創造を加速し、着実に重要特許を獲得していく。

評価指標：主要分野における重要特許の獲得状況

評価指標：主要分野における3極コア出願（日米欧の3極いずれにも出願したもの）の数

政策目標 2

研究開発戦略と知的財産戦略の連携を図る観点から、大学における重要特許の獲得へ向けた研究者の意識、企業が大学を積極的に活用する意識を高めるとともに、技術・特許情報を体系的かつ容易に入手できる手段を整備する。

評価指標：政府の研究開発投資の採択評価における知的財産戦略の利用状況、特許の被引用数の集計の整備状況と利用状況

評価指標：技術戦略マップへの特許情報の記載状況と特許出願技術動向調査での技術戦略マップとの関係の体系的な記載の追記の状況、これらの利用状況

評価指標：特許及び論文情報に係る検索システムの整備状況と利用状況

政策目標 3

グローバル化やオープン・イノベーションの進展に対応し、大学の国際的な展開を行うために必要なポリシー、ルール、人的・金銭的リソース等のグローバル・サポート機能を整備する。

評価指標：グローバル・サポート機能の整備状況（国際産学連携活動に係るポリシー、意図せざる技術流出の防止ガイドライン等を策定している大学の割合等）

評価指標：大学の研究成果を基にした特許のグローバル出願率

評価指標：外国由来の研究費の占める率を1%以上に

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 重要特許の獲得へ向けたインセンティブの向上

競争的資金の研究課題の選定における選考基準での知的財産戦略に関する項目の利用の実態を調査し、より効果的な利用方法への発展を促す。

特許の発明者ごとに他の特許出願や拒絶理由通知書において引用された回数（特許の被引用数）を集計したデータベースを整備し、研究者評価において活用するよう促す。

○ **効率的な情報取得環境の整備**

重要特許の獲得へ向け、技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

○ **大学の国際知的財産活動体制の強化**

大学の実情に応じた国際産学連携活動に関するポリシー、意図せざる技術流出の防止ガイドライン等の策定等、大学の国際知的財産活動を支援する体制の整備を促す。

JSTの特許化支援事業において、精査した上で外国出願すべきものを支援できるよう拡充しつつ、外国特許制度の実情に応じて出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善する。

②産学官連携による知的財産の円滑な事業化

(i) 施策の成果に対する評価

視点1：知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から大学の産学官連携組織やTLOに不足しているものは何か。その実現のため大学の産学官連携組織やTLOについて、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。

【評価の概要と課題】

- 実施料収入は依然として米国の水準から劣るものの、我が国の大学における知的財産活動は着実に活発化してきており、産学連携の成果は多様化している。
- 他方、大学の産学連携組織及びTLOに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援及び企業への新しい事業コンセプトの提案に係る機能が不足しているとの指摘がある。これらは大学の産学連携に対する意識が必ずしも十分でなく、産学連携組織及びTLOの機能を実現するための人的・金銭的リソースが不足していることが理由にある。
- また、産学連携の重要な手段となっている共同研究・受託研究の成果のより円滑な活用のためには、共同出願や不実施補償の問題など共同研究等の成果の取扱いについて、引き続き適正化を図っていく必要がある。

(産学官連携の現状)

- ・ 我が国の大学における知的財産活動は、これまでの国や大学自身の取組により特許出願件数【図表3】・実施件数・実施料収入【図表11】、共同研究数、受託研究数【図表12】それぞれについて着実に増加しつつある。
- ・ しかしながら、特許実施許諾の件数については米国の水準に及ばず、特に、実施料収入については米国の50分の1程度の水準にとどまっている【図表13】。ただし、発明から特許実施までには大きなタイムラグがあり、また、産学連携組織が特許実施料の最大化を目的とした場合には「すぐにライセンスできるもの＝重要」との誤った基準による特許出願の選定が行われている可能性があるため、特許実施料単独で産学連携組織を評価することは不適切であり、より大きな視点での評価が必要との指摘もある。
- ・ 産学連携の事例も、産業界・社会のニーズへの対応のための連携（企業がリスクを負

えない基礎研究を公的研究機関が補完する形で実施等)、新規事業の創造拠点となっている連携、地域・中小企業の活性化やクラスターの形成となっている連携など、多様な形態で輩出されつつある【図表15】。

(大学の産学連携組織(知的財産本部等)、TLOの体制)

- 大学の産学連携組織及びTLOに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援及び企業への新しい事業コンセプトの提案に係る機能が不足しているとの指摘がある。これらは大学の産学連携に対する意識が必ずしも十分でなく、産学連携に必要とされる大学の産学連携組織及びTLOの機能を実現するための人的・金銭的リソースがこれら組織には不足していることが理由にある。また、大学の産学連携組織・TLOには、大学の持つ特許や技術を企業に売り込む機能が求められているが、そのための営業能力を重視した人材採用を行っている産学連携組織・TLOは少ないとの指摘もある。
- 大学の産学連携組織やTLOをより効率的・効果的な組織とするため、大学知財本部-TLO間やTLO同士の統廃合や、高度な専門知識を集約する観点から複数の大学を対象とする特定の技術分野や機能に特化した専門TLOへの転換を進め、リソースの集約により機能を強化する必要がある。特定の技術分野に特化した専門TLOの事例としては、活動範囲を全国ベースに広げていくという課題も指摘されているものの、京都大学が行ったiPS細胞研究関連の知的財産の管理体制強化が挙げられる。
- また、JSTやNEDO等産学連携に関する公的機関の人的・金銭的リソースについて、前述の統合TLOや専門TLOへの転換や人材育成がなされる際に活用され、これら公的機関が中心的役割を果たすことが期待される。他方、大学の研究成果を基にした知的財産権の取得・維持に要する費用の負担の軽減についても、大学の産学連携組織やTLOのリソース不足解決の手段として有効か検討が必要。
- その上で、さらに必要とされる機能については、特許権が濫用されることのないよう対策を施した上で外部リソースを活用していく必要がある。
- 現実問題として、必ずしも全ての大学の産学連携組織やTLOが個別にその評価を適切に行うに足る能力が備わっているわけではなく、また大学の知的財産活動に割ける資金が不足しているため、一部大学におけるインテレクチュアル・ベンチャーズ(IV)へのアウトソーシング【図表17】や、広域TLOとの連携につながっている面があると考えられる。

(共同出願等)

- 産学連携の重要な手段となっている共同研究や委託研究の推進や成果の利用を円滑にするためには、共同出願により生じうる特許権共有者の存在による権利の活用のインセンティブ喪失や不実施補償の問題を解決していくべきとの指摘もある。引き続き、例え

ば、企業が自社事業の独自性を確保するために必要な製品技術については当該企業の単独出願とする一方、広く一般に利用させるべき基盤技術については大学による単独出願とする等、共同研究の研究分野や成果、共同研究の形態等の特性に応じて、共同研究成果の活用（ライセンスを含む）を行うよう促していくことが必要。

視点2：産学官の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。

【評価の概要と課題】

- 産学官のオープン・イノベーションの実現に当たっては、企業、大学、国の研究機関のそれぞれの強みをいかした効率的な協業が不可欠であるが、大学からの情報発信、企業から大学へのニーズの伝達等、効率的な協業のために必要な産学の情報共有に係る環境・体制整備が不十分。

- また、産学官において、各機関間でのノウハウの交流による相乗効果を得るため、人材交流を活発化する必要がある。特に大学から企業への人材流入が少ないことが課題。

（情報共有）

- ・ オープン・イノベーションの実現に当たっては、大学、国の研究機関、企業の役割分担を踏まえ効率的な分業が可能な環境整備が必要。しかし、企業からは、大学内の現状が分からないという声がある一方で、大学からは、企業のニーズは営業秘密であり、具体的な情報を入手できないという声があり、十分な情報共有が行われていない。
- ・ 前者については、例えば、大学の保有する技術について、大学の組織的なりポジトリを整備することや、海外では一般的に見られるように大学から積極的にコンセプトチュアルな提案していく意識、積極的に情報発信する機会を持つていくことが必要。後者については、企業が安心して大学との間で情報共有ができるよう、大学の教員及び学生と企業との間で、教育研究活動を妨げない形で守秘義務契約も重視していく必要がある。
- ・ また、ニーズの把握のためには、一部業界で取組が進められているように、学会等の場を活用して、産学の研究関係者のネットワークを構築することも重要。

（人材交流）

- ・ 企業から大学への人材流入は一定数存在するものの、大学から企業への人材流入は極めて少ない。大学と企業間でのノウハウの交流による相乗効果を得る観点から、大学から企業への人材流入を拡大する必要がある。そのため、大学から企業への人材流入についてインセンティブが適切に付与される仕組みの構築を検討する必要がある。

視点3：大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

【評価の概要と課題】

○ 研究成果の社会還元の一手段として、大学発ベンチャーの積極的な展開が期待される場所であるが、現実には、従来から指摘されている経営面での人材の不足や、厳しい資金調達の現状があるほか、一部非活性な大学発ベンチャーの存続等の問題が存在し、ベンチャーの特性であるダイナミズムを欠いている。

- ・ 大学発ベンチャーの設立数は順調に増加。しかしながら、研究成果の社会還元という観点から見ると、日本の大学発ベンチャーは未だ十分な成果を上げていない。
- ・ 設立数は米国に遜色ないレベルに達したものの、設立時の問題として、ベンチャーを戦略的に創出・経営できるような人材の不足や、高リスクゆえの資金供給の不足などの問題が指摘されている。
- ・ また、創業後に視点を移すと、米国では4割近くのベンチャーが創業後数年で何らかの形で経営から撤退しているのに対し、日本では不活性なものも含めその多くが存続している。【図表18】。その一因として、大学内に整備されたインキュベーション・センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリを無償で利用できるなどの支援により十分な市場原理が働かず、実質的な休眠ベンチャーが存続しているとの指摘がある。
- ・ さらに、研究者がそのまま経営していることが多く、営業面を含む経営体制が整備されていないことが多い。
- ・ このような問題点を踏まえ、大学発ベンチャーを全体として活性化し効果的に事業化を促進し、不活性なベンチャーの存在により研究成果の社会還元の停滞が生じないように、既存の施策をより効率的なインセンティブスキームへと見直すとともに、適切な人的支援を行っていくことが必要。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

大学の産学連携組織及びTLOの抜本的機能強化、産学官の情報共有に係る環境整備等により媒介機能を強化し、多様な形態での産学連携の成功事例を多数輩出する。

評価指標：特許権実施料のみにとらわれず、著作権使用料、共同研究費も含む大学の産学連携組織及びTLOが関与する産学連携による全収入

評価指標：大学の研究成果を活用した事業化、製品化（サービスを含む。）の件数

評価指標：産業経済社会にインパクトの大きい成功事例の数

政策目標 2

大学発ベンチャーの新陳代謝を促進し、これまでにない新しい製品、サービスを生み出すようなベンチャーを多数創出し、研究成果を円滑に社会還元する。

評価指標：大学発ベンチャーの設立数、休眠状態の大学発ベンチャーの状況

評価指標：大学発ベンチャーにおける製品化（サービスを含む。）の件数

評価指標：新規株式公開（IPO）、M&Aの対象となった大学発ベンチャーの数

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 産学連携組織・TLOの統廃合・専門化

必要に応じて大学の産学連携組織・TLOの支援事業による政策誘導も活用しつつ、産学連携組織やTLOの実情に合わせた統廃合や特定の技術分野・機能への専門化を促進する。

○ 産学連携機能に係る外部機能の積極的・効果的活用

前記の現在の大学の産学連携組織・TLOに不足している機能の確保において、JSTやNEDOのリソースを活用するほか、その特許権が濫用されることのないよう対策を施した上で、外部リソースを活用することも奨励する。

JSTやNEDOは、大学の産学連携組織・TLOに不足している機能や人材の確保のため、積極的な支援を行う。

○ **大学と企業との情報共有に係る環境整備**

大学の研究を積極的に発信するため、大学単位でのリポジトリの整備を促進する。

企業との情報交換を円滑に行うため、大学の守秘体制の整備、研究者の相互のノウハウ研修を含めた大学・企業間の人材交流、学会等における企業・大学の研究者間のネットワーキングを促進する。

○ **大学発ベンチャーの活性化**

施設利用に関する優遇措置を含む各種のベンチャー支援について、インキュベーション・センターの適正な運用等により、休眠状態のベンチャーが無用に存続せず、有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築する。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

① 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

【評価の概要と課題】

- 企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国において発明を低コストでかつ迅速に保護・活用するため、世界特許システムの構築がますます重要となっている。
- これまで、特許審査ハイウェイ (PPH) の開始、日米欧三極特許庁間での共通出願様式の合意等の一定の成果。
- しかしながら、総じて、世界特許システムの実現に向けた道のりの緒についた段階であり、以下に例示するとおり、今後取り組むべき課題は多い。
 - ・ 特許審査ハイウェイ (PPH) については、対象国が一部にとどまっており、運用面での改善も十分でない。
 - ・ ワークシェアリングの実効性を上げるために必要な審査基準及び審査判断の質の調和については、議論が始まった段階。
 - ・ 実体特許法条約については、究極的には世界特許システムの構築の上で必要不可欠な要素であるが、グレースピリオドの取扱い等をめぐり、米欧間の交渉が難航。
 - ・ 世界特許システムを支えるインフラである電子出願書類処理システムは未だ整備されていない。

(ワークシェアリングの拡大)

- ・ 2006年度以降、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイ (PPH) の対象国を順調に拡大。利用者からは、「早期に権利を取得することができ有効」、「特許庁に対する手続の回数が少なくて済んだ」との評価あり。また、他国特許庁の審査結果を利用することにより、我が国特許庁の審査負担の軽減にもつながっている。

- ・ 他方、PPHの更なる拡大が必要。また、PPHの利便性向上（例えば、請求項の同一性の判断基準の不一致、PPH申請手続の不一致等の改善）に関する要望も寄せられている。
- ・ ある試算によると、各国へ直接出願するルート（パリルート）と特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度を利用したルートでは、後者の方がコストは安く（5か国に出願した場合；【図表22】参照）、PCTの利用数も多くなっている。PCTは国際調査報告（国際出願に対する国際調査機関が行う先行技術調査結果の報告であり、国際公開時に添付される）、国際予備審査報告（国際予備調査機関が行う審査結果の報告であり、国際出願が各国での手続に入る前に出願人の請求に応じて作成される）の制度を備えており、ワークシェアリングを行うに際し有効な基盤となり得る。また、国際出願に関するサーチレポート作成と当該国際出願の基礎となっている国内出願の審査を同時に行うことにより、重複作業が軽減され特許審査の迅速化につながる。これまでもPCTに基づく国際出願料の引下げ等を行ってきたが、今後も、PCTの利用拡大に向けた取組の拡充が必要。
- ・ ワークシェアリングの効率を最大化するためには、審査基準や審査の質の調和も重要な要素であり、日米欧三極特許庁間での審査協力を更に深化させ、三極の活動の成果を他国へも拡大していくことなどの、実質的な相互承認に向けた取組が必要。

（特許制度の国際調和）

- ・ 日米欧三極特許庁の間で合意した共通の出願様式については、当該三極共通様式の早期導入及び三極以外への拡大が求められる。また、請求項の記載形式など、三極共通様式に盛り込まれなかった事項についても、その統一に向けて取組が必要である。
- ・ 実体特許法条約（SPLT）の実現に向けた議論については、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までの認められる猶予期間；米国は12か月、欧州は6か月）や18か月公開の例外制度（米国においては国内出願に関しては18か月公開の対象としないことも可能であるが、欧州はこのような米国の例外的扱いの廃止を主張）の問題等に関し、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉が難航しているが、米国の特許法改正の動きをとらえ、我が国が主体的に各国に働きかけていくことが必要。

（国際的な特許の電子出願書類処理システムの構築）

- ・ PCTに基づく国際出願の利便性の向上等を図るため、補正手続の電子化等の電子出願システムの構築が必要。
- ・ また、出願人の利便性向上を図る観点から、現在、日本を含めた少数の国・地域間でしか実施されていない優先権書類の電子的交換を他の国に対しても拡大することが必要。

視点 2 : アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

【評価の概要と課題】

- アジア地域の知財制度・運用の改善については、経済連携協定（EPA）への知財関連条項の盛り込み、人材育成支援、知財庁の情報システム構築への支援等を行ってきたところ。
- しかしながら、アジア地域における出願数が増加の一途にある中、我が国企業が当該地域において円滑な知財活動を行うに当たって支障のない程度まで知財制度やその運用体制が整備されているとはいえない状況。
- また、アジア地域以外にも、経済発展が著しく、かつ、我が国企業が進出を予定している国・地域が存在するにもかかわらず、これらの国・地域に対する我が国事業者の海外出願戦略が欠けおり、我が国からの知財制度等の整備に向けた支援はほとんど行われていない。

（制度・運用面での改善）

- ・ TRIPS 協定の発効（途上国は 2000 年に履行義務発生）により、途上国においても最低限の制度は整備され、経済連携協定（EPA）の締結を通じ、TRIPS 協定に規定されている以上の水準の制度が導入されている。
- ・ 我が国企業の諸外国における知的財産の効率的な取得及び円滑な活用を促進するためには、EPA の締結のみならず、当該国・地域に対して、制度・運用面での改善を二国間ベースで働き掛けていくことが引き続き必要。

（人材育成・情報化システム構築への支援）

- ・ 我が国の延べ 3 千人近くに上る研修生の受入れや情報システム構築への支援により、アジア地域等における基礎的なインフラは整備されつつあり、円滑かつ公正な権利取得がある程度可能となったとの意見もある。例えば、フィリピンの出願事務処理システム（2003 年度）、タイの出願事務処理システム（2005 年度）が構築され、インドネシア及びベトナムでは、2007 年 2 月から、電子図書館（IPDL）のサービスが開始されたが、これには我が国からの支援が度寄与していると思われる。
- ・ 日本弁理士会では東南アジア地域の代理人を対象とした実務者向けセミナーを開催（2004 年度はシンガポールで開催し、15 ヶ国 145 名参加；2006 度はベトナムで開催し、15 ヶ国 85 名参加）するなど、政府レベルだけでなく民間レベルでの人材育成も行われてきた。

- ・ しかしながら、当該地域においても特許出願数が増加する中、我が国出願人がこれらの地域において効率的に権利を取得するためには、引き続き、制度・運用体制の整備に向けた支援が必要である。

(急速な経済発展を遂げている国・地域への対応)

- ・ 日本政策投資銀行の調査【図表23】によると、ロシア、インド、中国での事業展開の拡大を予定している企業は多く、特に、インドやロシアに対しては、その企業数が前年に比べ増加している。他方、これらの国における特許出願件数をみると、中国については米国からの出願数よりも日本からの出願数が多いものの、インド及びロシアについては米国からの出願数よりも日本からの出願数は少ない【図表24】。また、これらの国における知財制度等に関する情報が入手しにくいとの意見も多い。企業における海外出願戦略に依存するところが大きいのが、知財が威力を発揮するのは出願から10～20年後であることを踏まえれば、中長期的な視点から、これらの国・地域における権利取得を促進することが必要。

(ii) 第3期の政策目標と成果指標

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

政策目標

世界各国での低コストかつ迅速に質の高い特許取得を可能とする世界特許システムの構築に向け、実質的な相互承認を実現すべく、ワークシェアリング、制度調和、国際的な情報システムの整備等について我が国がリーダーシップを発揮する。

評価指標：特許審査ハイウェイ（PPH）の利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート調査）

評価指標：PCTに基づく国際出願手続の見直し状況

評価指標：実体特許法条約の実現に向けた取組状況

評価指標：国際的な電子出願書類処理システムの改善状況

【アジア地域等における知的財産制度の整備】

政策目標 1

制度・運用改善の働き掛けや人材育成等への支援を通じて、アジア地域における我が国事業者等の円滑な知的財産活動のための環境を整備する。

評価指標：我が国企業のアジア地域における知的財産活動に関する環境の整備状況に対する満足度（アンケート調査）

政策目標 2

経済発展が著しく、かつ、我が国企業が事業展開を予定している国・地域（インド、ブラジル、ロシア等）も視野に入れた国際的な知的財産取得戦略を浸透させ、知財制度や運用体制の整備に関する支援については、それらの国・地域へも対象を拡大する。

評価指標：経済発展が著しい国・地域（インド、ブラジル、ロシア等）に対する我が国からの知的財産出願数

評価指標：それらの国・地域に対する我が国の人材育成等に関する支援の状況

評価指標：我が国企業ของそれらの国・地域における知的財産活動に関する環境の整備状況に対する満足度（アンケート調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間で PPH に関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からの PPH に関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○ワークシェアリングの実効性を向上させるための審査基準・審査判断の調和

ワークシェアリングの実効性の向上を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査基準、審査の質の調和に取り組む。

○制度調和に向けた議論の促進

米国が先願主義移行に柔軟な姿勢をみせている絶好の機会を捉え、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの構築

PCT に基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCT に基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCT に基づく国際出願に関する利便性向上を図るため、PCT を所管する WIPO に対する我が国の関与を強化する。

【アジア地域等における知財制度整備】

○アジア地域に対する人材育成等に関する支援

相手国のニーズや環境整備の状況等を踏まえつつ、アジア地域における人材育成、審査協力、情報化システム等に関する支援を引き続き実施する。

○経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に関する情報を、適切に提供する。

○経済成長の著しい国に対する支援の拡大

我が国産業界の出願動向等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）に対する知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する。

④ 新技術等の知的財産の適切な保護

(i) 施策の成果に対する評価

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間の見直しは適切に行われているか。

【評価の概要と課題】

- 医療分野における特許保護範囲の拡大、実用新案制度の改革、地域団体商標の導入など、知財制度及びその運用については、これまでも随時見直しを行ってきたところ。
- 今後とも、透明性の確保に留意しつつ、技術革新や市場変化の動向、国際動向等に迅速かつ適切に対応し、保護対象等について不断の点検・見直しを行っていくことが必要。

(特許の保護)

- ・ 医療分野については、諸外国の情勢、技術革新や市場の動向を踏まえつつ、審査基準の改訂を実施。その他の分野についても、昨年の分野別知的財産戦略の策定等を通じ点検を実施。
- ・ 特許権存続期間延長制度については、現在、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループにおいて、総合的な検討を実施中。
- ・ 本年度から産業構造審議会に設置された審査基準専門委員会により、特許審査基準及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ定期的に実行されることが期待される。

(実用新案の保護)

- ・ 1994年に無審査登録制度に移行して以降、実用新案に係る出願件数は減少の一途をたどっていたが、制度改正により、2005年度には対前年度約40%増の11,386に増加する【図表25】など、産業界のニーズに合致した制度運用がなされているものと見られる。

(デザインの保護)

- ・ 欧州、米国と同様に画面デザインを保護の対象とするなど国際動向を踏まえた制度改正を実施。
- ・ 本年度の産業構造審議会における意匠審査基準WGの設置により、意匠制度及びその運用の点検・見直しが、透明性を確保しつつ、定期的に実行されることが期待される。

(植物新品種の保護)

- ・ 国際動向やビジネス実態の動向等を踏まえ、数次にわたり制度改正を実施。
- ・ 例えば、育成者権の加工品にまで拡大については、小豆の登録品種「きたのおとめ」及び「しゅまり」の加工品の輸入が阻止されるなど、実際上の効果も上がっている。

(ブランドの保護)

- ・ 地域団体商標については、着実に登録件数が伸びているものの、当該地域ブランドの保護・活用については、戦略性の欠如等により、これまでのところ大きな経済効果をもたらしていないとの指摘もある。また、地域団体商標は商品の品質までも審査・保証する制度ではないが、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える（GI）制度について、WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ検討することが必要。
- ・ 国際的な制度調和の観点や小売業に対する利便性の観点から、小売等役務商標制度を導入された後、当該制度を利用した商標登録は約 7,700 件に上っている。
- ・ 現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音、動き、ホログラム等の新たなタイプの商標を保護対象とすることについて検討中。
- ・ 本年度から産業構造審議会の商標制度小委員会において、商標審査基準の見直しを検討していくこととなっており、今後、審査基準及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ、実行されることが期待される。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

技術革新や市場変化の動向、国際的動向等に対応し、保護対象等を不断に点検し、迅速かつ適切な見直しを行う。

評価指標：保護対象等の制度・運用の点検・見直し状況

評価指標：制度・運用の見直しに起因する出願件数、登録件数の変化

(iii) 今後講ずべき主な施策

○定期的かつ透明性の高い点検・改正メカニズムの定着

特許、商標及び意匠の各制度に係る審査基準の点検・改正に関する透明性の高い検討の場の設置・運営等のメカニズムを早期に定着させ、これを活用しつつ、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要に応じて見直しを行う。

○先端医療分野の特許保護の在り方の検討

iPS細胞関連技術を含む先端医療の特許保護の在り方について、検討を開始し、早急に結論を得る。

○新しいタイプの商標の導入

商標制度の国際的な制度調和等の観点から、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、現在行われている検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○農林水産品に対する地理的表示制度（GI）の導入

WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備するとともに、国内外で散見される原産地を誤認させる商品との差別化を徹底し、農林水産業を振興する観点から、農林水産品のブランドの保護を強化していくことが重要であり、検討を進める。

⑤ ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

（i）施策の成果に対する評価

視点1：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

【評価の概要と課題】

- 他社の独自開発が困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許出願公開により誰もが知り得る状態とするよりも、ノウハウとして秘匿した方が好ましい場合がある。ノウハウの管理を適切に行うことができれば、出願費用をかけずとも、そのノウハウを競争力の源泉として活用することができる。
- これまで、多数のガイドライン等の作成・普及により、ノウハウ等の情報を所有する者のマインドの向上に努めてきており、大企業や、金型産業など一部の業界においては一定の成果が上がっている。
- しかしながら、全体として見た場合には、大学、中小企業等におけるノウハウや技術情報の管理に対するマインドや情報管理体制は改善の余地がある。

- ・ これまで、対象者別、業種別のガイドライン等を多数作成。
- ・ 経済産業省の「情報処理実態調査」（全国のコンピュータ及び情報処理サービスを利用している民間事業者を対象としたアンケート調査；平成18年度有効回答企業の平均従業員規模は1,091人）によると、リスク分析や委託先の対策実施状況の確認等の組織的な情報セキュリティ対策を行っている企業の割合は、平成15年度から平成18年度にかけて、46.5%、59.1%、60.2%、62.7%と推移しており、情報セキュリティについての産業界の認識が高まっている。
- ・ 「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」に関しては、金型企業を対象とした調査結果によれば、回答企業の約8割が指針の効果があったとの評価をし、流出事例の発生頻度は、2002年度（指針策定時）2社中に1社以上だったものが、2004年度には18社に1社程度へと大幅に減少している。
- ・ 他方、教職員・学生の守秘義務に係る規程を設けている大学は、2007年度時点で46.0%となっている。また、広域関東圏における過去に特許出願をしたことある中小企業（知財に対する認識がある企業）においては、約4割の企業が秘密保持義務を就業規則等に

規定し、約2割の企業が秘密情報のアクセス制限・区分管理を行うなど、情報管理の取組は一定程度進んでいるものの、「特にノウハウの管理をしていない」という企業が52.1%存在しており【図表27】、未だ改善の余地がある。また、オープン・イノベーションが進展する中で、中小企業や大学における情報管理体制が整っていないことや、中小企業が取引先である大企業を通じて意図せざるノウハウ等の流出被害を受けていること等が大企業、中小企業、大学の間の共同研究の実施等の障害となっているとの指摘もある。

視点2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

【評価の概要と課題】

- 不正競争防止法の数次にわたる改正により、技術流出防止のための規制強化を図ってきたものの、グローバル化・情報化の進展に伴う技術流出リスクの増大に対応する上では、現行の制度は、営業秘密侵害罪を営業秘密の使用・開示行為に限定するなど、抑止力としては不十分との指摘がある。

- オープン・イノベーションの進展に伴い技術・ノウハウ管理の重要性が一層高まっていることや諸外国の制度・運用状況等にかんがみ、秘密管理された技術情報等の保護に係る実効的な実体法及び手続法を整備することは喫緊の課題。

- ・ これまで不正競争防止法を数次にわたり改正し、規制強化を図ってきた。
- ・ 現行の不正競争防止法の営業秘密侵害罪については、その侵害罪の構成要件が限定的に規定されている（営業秘密の使用・開示を対象とし、また、他者との競争関係を前提としている）ため、十分な抑止力となっていないとの指摘があり、事実、営業秘密侵害に関する刑事罪導入（2003年度）以来、起訴された事例は1件もない。
- ・ 2006年度に実施したアンケート調査によると、約35%の製造関係企業が「技術流出があった」と回答し【図表28】、約4割の企業が「なお技術流出の不安がある」とし、約2割の企業が法律などの規制強化が必要と考えている【図表29】。
- ・ 現在、不正競争防止法に関し、
 - ① 使用・開示行為を中心的な実行行為として捉える現行制度では、その使用・開示行為が競業他社内、海外で行われる場合には、立証の困難性のため十分な抑止力とならないのではないか、
 - ② 実行行為が競争関係を前提としない図利加害目的や海外政府を利する目的で行われる場合に対しては、現行制度は十分な抑止力とならないのではないか、

③ 刑事裁判における審理公開により営業秘密が公にされるため訴訟を躊躇してしまうのではないかと、という問題点が提起されている。

このため、現在、産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等に在り方に関する小委員会」において、これらの問題について、法的措置も含め検討中であり、本年度中に結論を得る予定。

視点3：海外における意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

【評価の概要と課題】

○ 経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクを大きな問題として意識しつつあるが、海外における技術情報流出防止のための取組は不十分。

- ・ 不正競争防止法の2005年度の改正によって、不正の競争の目的で営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為を刑事罰の対象とした。
- ・ 経済のグローバル化の進展により我が国企業の活動拠点も海外へと広がっている中、海外においては、我が国とは法制度及び労使慣行も異なるため、国内で事業活動をする際の技術情報の流出とは異なったリスクが存在する。
- ・ 近年、サプライチェーンのグローバル化が進展する中、アジア地域の企業が技術的にキャッチアップしてきている一つの要因として、我が国の技術が流出していることもあってはいわれており、自社内での技術情報の管理が十分にできていると考えている企業でさえも、その9割以上が取引先を介して情報が流出するリスクを大きな問題として捉えている【図表32】。
- ・ また、先使用権については、中国等諸外国における制度やその立証方法が我が国と異なっており、先使用権を円滑に利用できないとの意見や、中国等諸外国に対して我が国との制度調和を図るべく働き掛けを行うべきとの意見がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

経済のグローバル化やオープン・イノベーションの進展に対応し、ノウハウ等の技術情報の戦略的な管理・活用を促進するため、

- ① 中小企業、大学を始めとする技術情報を保有する者において、ノウハウ管理に対するマインドを向上させるとともに、実効性のある情報管理体制を整備する、
- ② 不正競争防止法を始めとする制度を適切に整備するとともに、その実効性を確保する、
- ③ 海外における意図せざる技術情報の流出を低減させる。

評価指標：秘密保持規程や営業秘密管理マニュアルを策定・整備している企業、大学の割合（アンケート調査）

評価指標：情報セキュリティ対策を行っている企業の割合（アンケート調査）

評価指標：技術情報保護に関する制度整備やその運用の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上・情報管理体制の構築の促進

特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザー、特許出願アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、意識改革や情報管理体制の構築に関するアドバイスを行う。

○業種、規模別のガイドラインの作成

業種、企業規模別の技術情報流出防止、ノウハウ管理に関するガイドラインを作成する。

○技術情報の適切な管理のための法制度の整備

企業等の保有する技術情報を不正な方法によって窃取・複製・他者への持ち出しを行う行為全般を実効的に防止するため、これを適切に保護するための法制度の在り方に関する検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○海外アウトソーシングにおける技術流出防止のためのガイドラインの策定

企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。

○諸外国における先使用権制度に関する情報提供

我が国の先使用権制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企業が海外において安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用権の立証制度及びその使用方法に関する情報を、我が国企業に適切に提供する。

⑥ 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

(i) 施策の成果に対する評価

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

【評価の概要と課題】

- これまでも、様々なレベルにおける意見交換を通じ利用者からのニーズを把握した上で、特許電子図書館（IPDL）の機能向上、特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）など、国内の知財制度の運用に係る行政サービスの質の向上を図ってきたところ。
- しかしながら、事業活動のグローバル化や情報化が進展し、かつ、権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財システム全体の高コスト構造が問題視される中、利用者のニーズは国内の制度運用にとどまらず、知財制度の国際調和、諸外国の知財制度の整備、権利の安定性の確保、海外における弁理士の活動、翻訳費用等を含む知財システム全体に関わるものに広がっている。
- このため、利用者のニーズを的確に反映し、知財システム全体に係るあらゆるサービスの質の向上や業務効率化に向けた不断の見直しを行うことにより、知財システム全体を進化させていくことが必要である。

- ・ これまで、利用者からのニーズを反映し、IPDLの機能向上、早期審査の要件緩和等を行い、これらにより、IPDLに係る検索回数【図表33】や早期審査の申立件数【図表35】は増加。
- ・ 特許庁は、本年10月から、特許審査に関するスーパー早期審査の試行を開始。また、2007年度から、中小企業の要望に対する検討結果を公表するなどの行政サービスの改善を図る新たな取組を実施中。
- ・ 我が国は、世界でいち早く電子出願の受付を開始し、現在、特許・実用新案の電子出願率は2007年度97%であり、欧米より高く（米国特許商標庁の電子出願率は特許が49%、商標が95%、欧州特許庁の電子出願率は42%）、利用者の利便性という点では、これまでも先進的な取組を行ってきた。また、権利取得・維持に要するコストについては、厳密な比較はできないが、欧米と比較して相対的に低いと言える。
- ・ しかしながら、事業活動のグローバル化の進展や情報技術の発達に伴い、利用者から

のニーズは国内の運用改善にとどまらない状況（例えば、特許を複数国に海外出願する場合、翻訳費用や外国における弁理士費用もあり、出願人のコスト負担は大きい）。また、知的財産システム全体としての高コスト構造が問題視されている中、国内制度運用に係る行政サービスのみに焦点を当てただけでは不十分。出願に至るまでの間に出願人が利用する弁理士等が提供するサービスの質の向上、さらには、知的財産訴訟に関するコストという面では、権利の安定性（権利の質）の向上も重要な課題。

- ・ このため、権利取得から権利行使に至るまでのトータルな知的財産システムについて、業務効率化のみならず、利用者が負担するコストに見合った質のサービスの提供が行われるよう、不断の見直しを行うことが必要。

（ii）第3期の政策目標と評価指標

政策目標

利用者のニーズを的確に反映して進化し続けるユーザー本位の知財システムの構築を図る。

評価指標：知的財産システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

（iii）今後講ずべき主な施策

○行政サービスの改善・質の向上に向けた取組の拡大

知的財産システム全体に係る利用者ニーズを的確に把握する。その上で、各種行政サービスの質の向上、業務改善等を適切に行う取組を拡大する。

○特許電子図書館（IPDL）の情報提供サービスの向上

改善要望が多く寄せられる IPDL の機能強化について検討し、必要に応じて適切な措置を講じる。

○効率的な情報取得環境の整備

重要特許の獲得へ向け、技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

○出願人のニーズに応じた審査処理の実現

試行されたスーパー早期審査を含む特許審査の在り方について、出願人側のニーズをモニタリングしつつ、今後の審査処理の在り方について、必要に応じて点検・見直しを行う。

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとした他の国・地域の特許庁も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からの PPH に関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの構築

PCT に基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCT に基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCT に基づく国際出願に関する利便性向上を図るため、PCT を所管する WIPO に対する我が国の関与を強化する。

○弁理士のサービスの質の向上

外国の制度に精通し、外国語が堪能な国際化に対応できる弁理士、知財戦略策定等を含めた総合アドバイザー型の弁理士など、高い資質を備えた弁理士の育成を促す。

○自動翻訳技術の利用の推進

海外出願の際の明細書翻訳費の削減に向けた、日本語からの自動翻訳の精度を向上させる文章の明晰化や、海外特許情報を利用し易い環境を整備する観点から、中国、韓国の特許情報を含め、海外特許情報を日本語へ自動翻訳し提供するサービスの充実を推進する。